

住民税申告会・確定申告会に来場される方へ

平成28年度分以降の申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です

申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。また、扶養控除等を適用される場合、被扶養親族のマイナンバーの記載が必要となります。

【本人確認を行うときに使用する書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証など

医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成29年度分の確定申告からは、領収書の代わりに医療費の明細書の添付が必要となります。

- ◆医療費の領収書は、自宅で5年間保存が必要となります。
- ◆セルフメディケーション税制を適用する場合は、セルフメディケーション税制の明細書が必要です。
- ◆平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

税申告Q&A

所得税？住民税？わたしはどっち？など 毎年寄せられるお問い合わせの中から、特に多いご質問にお答えします

Q：確定申告と住民税申告の違いって？

A：確定申告は所得税に対しての申告で、所得税は国税といって「国に納める税金」です。一方、住民税申告は住民税（町県民税とも言います）の申告です。住民税は地方税といい、地方自治体に納める税金の事を言います。公的年金収入のみで収入金額が400万円未満の方や給与収入のみの方で年末調整をした方は、所得税も住民税も申告の必要はありません。また、所得税の確定申告をした場合、住民税申告は不要となります。しかし、国民健康保険税等の算定に影響の出る可能性があるため、昨年中の所得が無い方でも住民税申告が必要となる場合があります。

Q：夫の扶養に入りたいのですが、働いていると扶養に入れませんか？

A：妻の昨年の所得金額が38万円（給与収入で103万円）以下であれば所得税・住民税共に配偶者控除が受けられます。（控除額は所得税で38万円、住民税で33万円）所得が38万円を超える場合でも所得76万円（給与収入で141万円）未満であれば「配偶者特別控除」の対象となる場合があります。

Q：セルフメディケーション税制ってどんな制度？

A：従来の医療費控除に対しての特例として、特定の健康増進等に対する取り組みを行っている方が一般の薬局などで医薬品を購入し、その支払金額が年間1万2千円以上となる場合、一部が所得から控除されるというものです。控除の対象となる医薬品は領収書等にセルフメディケーション税制対象商品である旨の記載があります。但し、従来の医療費控除との併用はできませんのでご注意ください。

問合せ先 税務課 課税係 ☎95-6201
下田税務署 ☎0558-22-0185

※音声案内となりますので確定申告に関するお問い合わせは「0」を選択してください。

所得税・住民税の申告はお忘れなく！

今年も税申告の時期がやってまいりました。住民税申告、確定申告の日程や開催場所を確認して、忘れずに申告しましょう。

住民税申告会のお知らせ

受付時間 9:30~11:00 / 13:00~15:30

地区	開催日	開催場所
北川	2月14日（水）	北川地区防災センター
大川	2月15日（木）	大川公民館
湯ヶ岡	2月16日（金）	湯ヶ岡公民館
白田浜	2月21日（水）	保健福祉センター
入谷・水下	2月22日（木）	水下公民館
片瀬	2月23日（金）	片瀬地区防災センター
奈良本・熱川	2月26日（月）・27日（火）	奈良本公民館
西町・東町	2月28日（水）	役場1階大会議室
田町	3月2日（金）	役場1階大会議室

確定申告会のお知らせ

場所 役場1階大会議室 受付時間 9:30~11:00 / 13:00~15:30

2月20日（火）

3月1日（木）

- ◆確定申告会では税務署の職員が来庁し、電子申告（e-Tax）による申告相談を行っていますので、積極的にご利用ください。
- ◆会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- ◆上記の日程で都合の悪い場合は、**下田市民スポーツセンター『サンワーク下田』**の第1会議室で行っております。開設時間等は下記をご覧ください。

サンワーク下田（第1会議室）確定申告会場のご案内

- 開設期間 2月16日（金）～3月15日（木）（土・日を除く）
上記期間中、下田税務署では申告書の作成指導は行っていません。
- 開設時間 9:00～17:00（受付終了時間 16:00）
- その他 会場では、電子申告（e-Tax）による申告相談を行っています。税務署から送られたはがき又は封書、「利用者識別番号等の通知」（緑色又は茶色の「重要書類」と書かれた封筒）をお持ちの方は持参ください。
- サンワーク下田第2会議室では、2月16日（金）～23日（金）（土・日を除く）に無料税務相談所を開設しております。（開設時間 9:30～12:00 / 13:00～16:00）
- 配当・譲渡所得（株式及び土地・建物等の売却による所得）及び贈与税の申告相談につきましては、サンワーク下田にて行っています。